

第1章 計画策定の沿革・目的

1 計画策定の沿革

史跡キウス周堤墓群は縄文時代後期後葉の墳墓遺跡であり、文化財保護法により昭和54年（1979）10月23日に史跡指定された（文部省告示第160号）。

千歳市教育委員会は、史跡の維持管理を行うため、昭和62年（1987）以降、史跡の見回り看視、枯損木の処理等の環境整備を地域住民に委託して実施してきている。また、平成7年（1995）に史跡見学者に供する解説板を設け、平成20年（2008）に見学者用バスターミナル（駐車場）を指定地の南に整備し、平成26年（2014）には遺構等の説明板を暫定的に設置して史跡の公開に努めてきた。

平成21年（2009）8月、千歳市は、文化財保護法第113条第1項及び第172条第1項の規定に基づく管理団体に指定された（文部省告示第20号）。このことから、市は平成23年（2011）3月策定の「千歳市第6期総合計画」（平成23年度～平成32年（2020）度）の中で、史跡の保存、管理及び公開・活用を取り組むべき基本的施策に位置づけた。また、平成24年（2012）12月、キウス周堤墓群は、世界遺産暫定一覧表記載資産「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の構成資産に追加された。これらを契機として、千歳市教育委員会は、史跡キウス周堤墓群の保存管理計画策定に動き始め、文化庁文化財部記念物課史跡部門（当時）、北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課による指導助言を受け、平成27年（2015）3月の北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議による提言（『北海道縄文遺跡群保存管理計画に対する提言書』）を踏まえて、平成28年（2016）1月、『国指定史跡キウス周堤墓群保存管理計画』を策定した。この中で、史跡キウス周堤墓群の本質的な価値を損なうことなく適切な保存管理を行うことによって史跡を次代に継承していくための基本方針及び保存管理の具体的な方法、管理体制の整備等を示した。

キウス周堤墓群の史跡指定は、詳細分布調査等を経ずに、周堤が現存し、現地表面の起伏で周堤墓の形を視認できる公有地、民有地を対象区域とした。その経緯を踏まえ、平成25年（2013）5月、文化庁は、千歳市教育委員会に対して、今後史跡の保護に万全を期すためには、整備に先立ち、第一に指定地の隣接地区において地表からは確認できない周堤墓及びこれに関連する遺構群等の有無を調査し、遺跡の広がりに関する情報を得る必要があることを伝えた。これを受けて、千歳市教育委員会は、史跡保存管理計画の策定に先立ち、史跡指定地隣接地区における保存目的の確認調査を計画した。平成29年度の、史跡キウス周堤墓群の発掘調査についての調査審議を目的とした史跡キウス周堤墓群調査指導委員会の設置を含め、平成25年度～平成30年度に確認調査（発掘調査）・現況測量及び事業報告書作成を行った。

この発掘調査と現況測量の成果をもって、平成31年（2019）1月、千歳市教育委員会は、文化財保護法第189条の規定に基づき、史跡の追加指定について意見具申を行った。令和元年（2019）6月の文化審議会の答申を経て、史跡キウス周堤墓群は、同年10月16日に追加指定された（文部科学省告示第83号）。

千歳市教育委員会は、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産一覧表への記載を推進する中、追加指定の答申を受けて、史跡キウス周堤墓群の保存活用事業を適切に実施するため、保存管理計画の改訂と活用・整備の方針等を盛り込んだ「史跡キウス周堤墓群保存活用計画」を策定することとした。策定に当たっては、史跡の保存、活用及び整備に関する必要な事項を検討するため、令和元年7月に「史跡キウス周堤墓群保存活用計画検討委員会」を設置し、同年度に3回の委員会を開催して専門的見地からの指導を受けて、令和2年（2020）8月28日に史跡キウス周堤墓群保存活用計画を策定した。

2 計画の目的

史跡の保護のためには、史跡の持つ本質的な価値を確実に保存するとともに、それ以外の歴史的・文化的価値や現代社会における価値などを含めた活用と、その保存、活用に資するための整備とを効果的に進める必要がある。そのため、史跡キウス周堤墓群保存活用計画において、本史跡とその周辺環境の現状を整理した上で、史跡の望ましい将来像を明示すること、並びに保存、活用、整備、保存活用の運営・体制の整備についての基本的な考え方を示す。

3 計画の対象区域

史跡キウス周堤墓群は、縄文時代の墓域を形成する周堤墓・土坑墓・通路状遺構等から構成され、約10.9haが史跡に指定されている。

一方、史跡範囲から続く西側の区域では周堤墓や通路状遺構の存在が確認、推定され、また史跡の周辺には、「キウス周堤墓群を構築した集団の住居址」と推定された遺構（大場利夫・石川徹 1967『千歳遺跡』）がある北西方面のキウス1遺跡、同時期の遺物が確認されている中央目黒遺跡や、史跡の東側に広がるキウス11・12遺跡が所在している。

そのため、保存活用計画の対象範囲は、史跡指定地を中心としつつも、現時点で遺構の存在が確認され、保護を要する範囲と判断される地点のほか、史跡キウス周堤墓群の緩衝地帯的空間でもあるこれら史跡周辺についても、地権者や関係機関等との理解と協力を得ることを前提として、土地の保存管理や史跡と一体となった活用のあり方を検討することとする（図1）。



写真1 史跡キウス周堤墓群全景（空中写真）（南東より）

この図は国土地理院発行の電子地形図 25000「長都」(平成 30 年 3 月 19 日調整)を複製、加筆したものである。

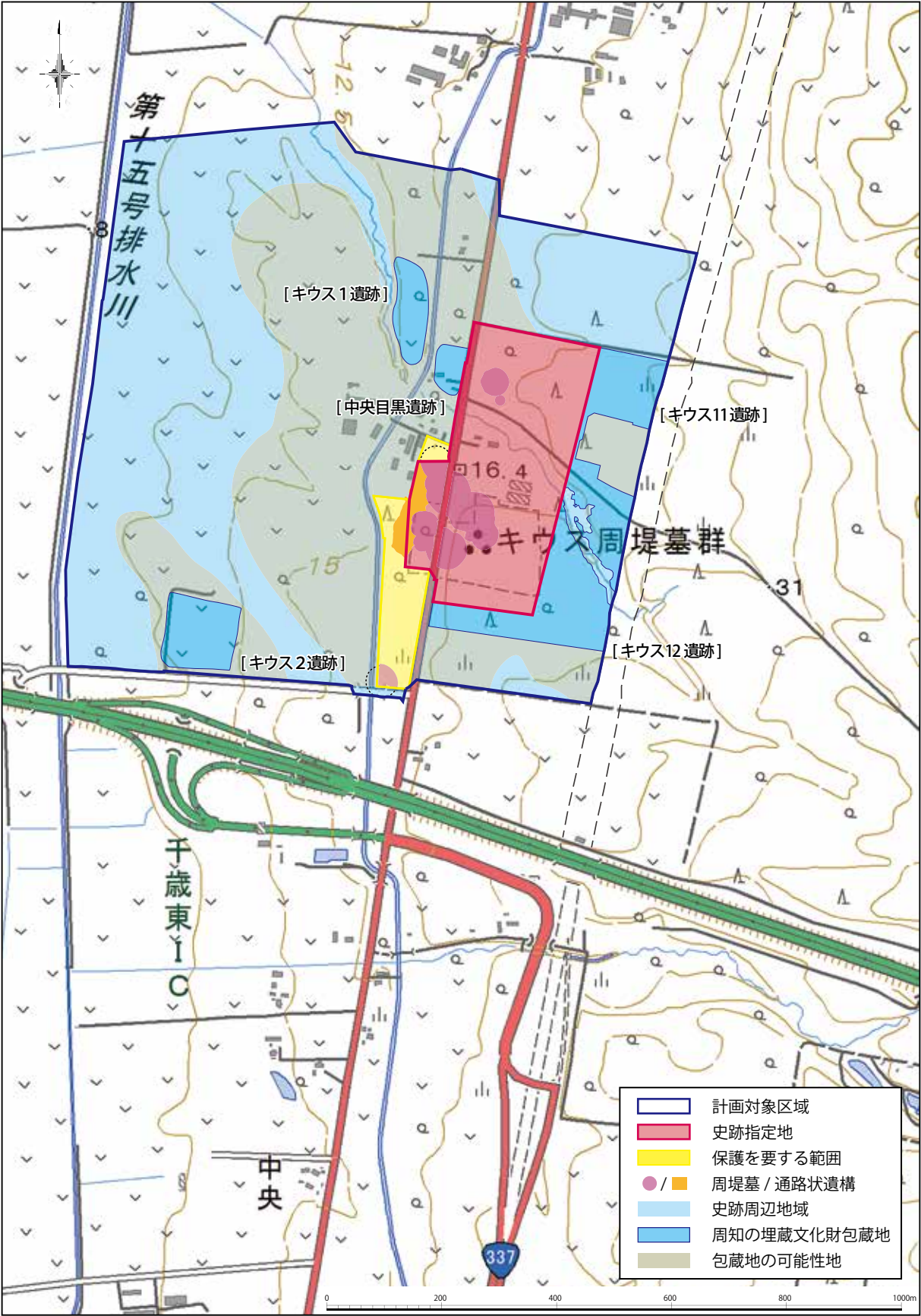


図1 計画対象区域図

4 委員会の設置・経緯

史跡キウス周堤墓群保存活用計画の策定に当たり、史跡キウス周堤墓群の保存管理、活用等についての基本方針その他必要な事項を検討するため、千歳市教育委員会は、令和元年（2019）7月、「史跡キウス周堤墓群保存活用計画検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を附属機関として設置し、同年度に3回の会議を開催した。検討委員会は、学識経験者、千歳市文化財保護審議会委員から構成された。検討委員会では、文化庁文化財第二課並びに北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課の指導助言を得た。

・史跡キウス周堤墓群保存活用計画検討委員会名簿

◇検討委員会委員

区 分	氏 名	備 考
学識経験者	◎ 佐 藤 正 知 （さとう まさとも）	元文化庁文化財部記念物課史跡部門主任文化財調査官
	吉 田 恵 介 （よしだ けいすけ）	札幌市立大学名誉教授
	小 杉 康 （こすぎ やすし）	北海道大学大学院文学研究院教授
千歳市文化財保護審議会	○ 山 田 悟 郎 （やまだ ごろう）	元北海道開拓記念館主任学芸員

（◎委員長、○副委員長）

◇指導助言者

区 分	氏 名	備 考（※は令和2年3月31日時点の所属・職名）
オブザーバー	野 木 雄 大 （のぎ ゆうだい）	文化庁文化財第二課史跡部門 文部科学技官
	にし わき つ な お 西 脇 対名夫	北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課文化財調査グループ主幹※
	むら もと しゅう ぞう 村 本 周 三	北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課文化財保護グループ専門主任※

・審議経過

会 議	開 催 日	主な議題等
第1回会議	令和元年9月9日（月）	史跡キウス周堤墓群現地視察、史跡キウス周堤墓群保存活用計画の構成（案）について、今後の予定について
第2回会議	令和元年11月27日（水）	史跡キウス周堤墓群保存活用計画素案について
第3回会議	令和2年2月19日（水）	史跡キウス周堤墓群保存活用計画素案について

・要綱

史跡キウス周堤墓群保存活用計画検討委員会設置要綱（令和元年7月12日教育長決裁）
（設置）
第1条 史跡キウス周堤墓群の保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）の内容について、有識者等の意見を広く反映させるため、史跡キウス周堤墓群保存活用計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、史跡キウス周堤墓群の保存管理、活用等についての基本方針その他必要な事項を検討する。

(組織等)

第3条 委員会は、史跡の保存活用等に関する学識経験者その他教育長が必要と認める者4名以内をもって組織し、委員は、教育長が依頼する。

2 委員会は、史跡キウス周堤墓群の保存活用等に関する必要な事項の検討が終了したときに解散する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、埋蔵文化財センターにおいて行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年7月12日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、委員会の解散をもって効力を失う。

地域住民への本計画策定の説明は、中央連合会に対して、令和元年12月、中央コミュニティセンターにおいて意見聴取した。史跡を活動対象とする市民団体とは令和元年秋頃から団体例会等で主に史跡の活用について意見交換を重ねてきた。そうした中、令和2年(2020)1月、キウス周堤墓群を守り活かす会・千歳市文化財保護協会から連名で『キウス周堤墓群の活用に関する提案書』の提出を受けた。地域住民及び市民団体からの保存活動や見学環境の整備、学校教育における活用等についての提案は、本計画及びこれに続く史跡整備計画の中で検討することとした。

5 他の計画との関係

史跡キウス周堤墓群保存活用計画は、千歳市第6期総合計画(平成23年(2011)3月策定)、千歳市生涯学習基本計画(平成23年3月策定)を上位計画としている(図2)。

千歳市第6期総合計画は、まちの活力が市民との協働により持続し、都市として安定的な発展を続けながら質的な成熟を図っていくことを基本理念として、将来都市像『みんなで生き生き 活力創造都市 ちとせ』を実現していくための、長期的な展望に基づくまちづくりの指針であり、まちづくりの目標とその取組方向を示した本市におけるまちづくりの最上位に位置づけられる計画である。

文化財の保存と活用は、本計画が目指す将来都市像を達成するために定めた6つの基本目標の中の「第4学びの意欲と豊かな心を育む教育文化のまち」の下に、それを実現する施策の展開方針のひとつとして位置づけられている。「展開方針 7 文化財の保護と活用」を掲げて、(1)文化財の保護と保存、(2)郷土資料の公開と活用、(3)伝統文化の保存と継承の基本的施策に取り組むこととしている。

施策の具現化のため、「国指定史跡整備事業（キウス周堤墓群）」が第3期実施計画（平成25年（2013）度～平成27年（2015）度）以降、「縄文遺跡群世界遺産登録推進事業」が第5期実施計画（平成27年（2015）度～平成29年（2017）度）以降、市の重点施策に掲げる事業として実施計画に示されている。

千歳市生涯学習基本計画は、千歳市第6期総合計画に基づく個別計画であり、本保存活用計画の直接の上位計画である。生涯学習基本計画では、「学びの意欲と豊かな心を育む文化のまち」を基本目標として定め、「推進方向5 文化財の保護と継承」に基づき、「取組方策（1）文化財の保護・保存と活用（2）郷土資料等の収集・調査と公開（3）伝統文化の保存と継承」を掲げて、国指定史跡調査事業、指定史跡維持管理事業、文化財普及啓発事業等の各種事業に取り組むこととしている。

史跡キウス周堤墓群保存活用計画は、「国指定史跡キウス周堤墓群保存管理計画」（平成28年1月策定）の増補、改訂であり、保存管理のみならず、広く活用・整備等を視野に入れた保存活用の計画である。

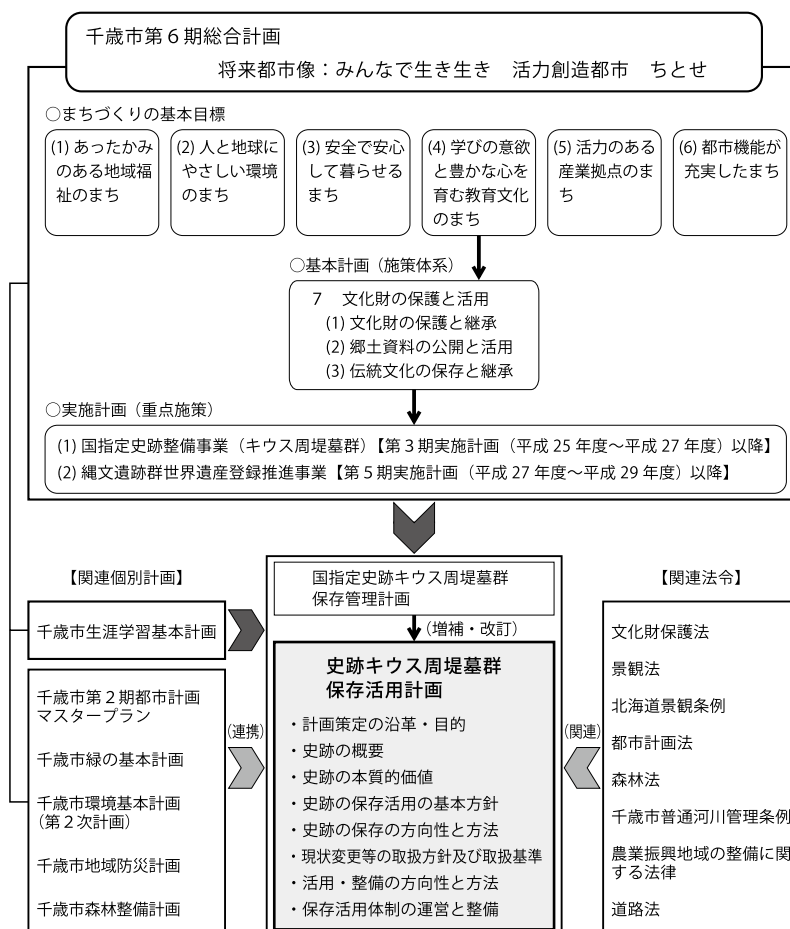


図2 関連計画との位置づけ

6 計画の実施

本計画期間は、認定後～令和12年（2030）3月31日とする。本計画に基づく取組は、計画策定後、地域や関係団体の協力を得て実施し、また、今後の発掘調査などの成果や追加指定の進捗などに応じて見直すこととする。